

旭川医科大学職員が兼業として旭川医科大学病院内で実施する遠隔診療の取扱要項
(令和8年6月17日病院長裁定)

(目的)

第1条 この要項は、旭川医科大学職員兼業規程(平成16年4月9日旭医大達第164号。以下「兼業規程」という。)に基づき許可された兼業のうち、旭川医科大学(以下「本学」という。)の職員が旭川医科大学病院(以下「本院」という。)の施設内において実施する遠隔診療(以下「兼業遠隔診療」という。)について、本院の関与の範囲及び責任の所在を明確にするとともに、本院施設の使用並びにこれに伴う費用負担その他必要な取扱いを定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 兼業従事者 兼業規程に基づき、兼業遠隔診療を実施することについて学長の許可を受けた職員
- (2) 兼業先医療機関 兼業従事者が兼業として診療行為を行う医療機関
- (3) 遠隔診療設備 遠隔診療を実施するために使用する情報通信機器、ソフトウェア、通信回線その他の設備
- (4) 本院施設 本学が管理する建物、室その他の施設のうち、病院長が指定する施設
(基本原則及び責任の帰属)

第3条 兼業遠隔診療は、兼業従事者が兼業先医療機関の業務として実施する診療行為を、本院施設から情報通信技術を用いて行うものであり、本院が医療提供主体として関与するものではない。

- 2 兼業遠隔診療に係る診療行為に関する一切の責任は、兼業従事者及び兼業先医療機関に帰属するものとする。
- 3 本院は、兼業遠隔診療の診療内容、診療結果、患者対応その他の医療行為について、指揮監督を行わず、これに関与しないものとする。
- 4 兼業先医療機関の職員又は患者等から、兼業遠隔診療に関する問合せ、苦情又は相談があった場合においても、これらについて対応しないものとする。ただし、本院の管理運営上必要がある場合はこの限りでない。
- 5 本院は、原則として遠隔診療設備の調達、設置、構築、動作確認又は保守については関与しない。
- 6 本院は、施設管理、情報セキュリティ等、必要な範囲で関与することができる。
- 7 兼業先医療機関は、自らの責任において兼業従事者に本院施設を使用させるものとし、当該使用に関して生じる一切の責任を負う。

(資産貸付細則との関係)

第4条 本院施設の使用は、兼業遠隔診療を実施するために兼業先医療機関が一時的に行うものであり、単なる施設貸付とは性質を異にし、利用調整その他の施設管理上必要な措置を伴うものとする。

- 2 本院施設の使用については、旭川医科大学資産貸付細則(平成16年4月1日学長裁定。以下「資産貸付細則」という。)の趣旨を踏まえつつ、この要項の定めるところにより取り扱うものとする。

(契約関係への関与)

第5条 本学は、兼業従事者と兼業先医療機関との間で締結する契約その他の法律行為について、原則関与しないものとする。ただし、本院施設の適正な管理運営に必要な範囲において、契約内容の確認又は条件の提示を求めることができる。

(対象の限定)

第6条 この要項に基づく本院施設の使用は、地域医療を確保し、かつ、本院の管理運営に支障がない範囲において、兼業従事者の業務負担の軽減に資すると認められる場合、その他病院長が適当と認める場合に限り許可する。

(事前許可及び遵守事項)

第7条 兼業遠隔診療の実施に当たっては、次の各号に掲げる手続を順に行わなければならない。

- (1) 兼業先医療機関は、本院施設の使用可否について事前確認を受けること。
- (2) 兼業従事者は、兼業規程に基づき兼業の許可を受けること。
- (3) 兼業先医療機関は、前2号の手続を経た後、本院施設の使用について許可を受けること。
- 2 前項第3号の許可は、兼業従事者が兼業規程に基づき許可された期間及び時間（兼業申請時に記載した従事時間を上限とする。）の範囲内でのみ有効とする。
- 3 兼業従事者は、兼業遠隔診療に従事した時間について、本学の定める方法によりその開始時刻及び終了時刻を正確に記録しなければならない。
- 4 本学は、前項の記録が不適切である場合又は本条に違反した場合には、本院施設の使用の停止、その他必要な措置を講ずることができる。
- 5 緊急対応その他いかなる理由があっても、許可を受けていない時間に兼業遠隔診療を実施し、又は事後に許可を申請することは認めない。

(施設使用の申請)

第8条 兼業先医療機関は、本院施設に新たに遠隔診療設備を設置しようとするときは、遠隔診療実施開始日の2か月前までに、兼業遠隔診療の実施許可申請書により、病院長に申請し、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けた場合であっても、兼業先医療機関は、兼業遠隔診療を実施するために本院施設を使用しようとするときは、遠隔診療実施開始日の1か月前までに、次の各号に掲げる書類を病院長に提出しなければならない。

(1) 兼業遠隔診療の施設使用許可申請書

(2) 兼業従事者に係る兼業従事者に係る兼業許可を受けたことが確認できる本学所定様式「兼業許可申請書」（承認番号付）の写し

(3) その他病院長が必要と認める書類

- 3 前号の規定に基づく本院施設の使用の許可期間は、原則、1年以内とする。ただし、更新を妨げない。

(施設の使用の許可)

第9条 病院長は、第6条及び前条の規定による申請の内容を審査し、本院の管理運営に支障がないと認めるときは、本院施設への遠隔診療設備の設置及び本院施設の使用を許可することができる。

- 2 前項の許可は、兼業規程に基づく兼業許可時間の範囲内で有効とする。ただし、本院の管理運営に支障がないと認める場合は、この限りでない。

(施設及び備品の管理)

第10条 兼業先医療機関及び兼業従事者は、本院施設及び備品を使用するに当たり、通常求められる注意をもって使用しなければならない。

- 2 兼業先医療機関又は兼業従事者の責に帰すべき事由により、本院の施設又は備品に破損若しくは紛失が生じたときは、本学は当該兼業先医療機関に対し、その損害の全部又は一部について賠償を求めることができる。

(施設の使用に伴う費用の負担)

第11条 兼業遠隔診療の実施に伴い本院施設を使用する場合には、当該施設の維持管理及び適正な運営に要する経費の一部として、施設使用料（以下「使用料」という。）を徴収するものとする。

- 2 使用料の額は、別表に定める。

3 前2項の使用料には、本院施設の適切な管理に必要な措置な費用を含むものとする。

- 4 兼業先医療機関は、1か月分の本院施設の使用実績（使用日、使用時間、診療科名及び兼業従事者氏名）を、翌月5日（当該日が土曜日、日曜日又は祝日に当たる場合は、その翌営業日）までに本学へ提出しなければならない。

5 本学は、前項の報告に基づき、当該月の使用料を算定し、兼業先医療機関に対して請求書を発行するものとする。

- 6 兼業先医療機関は、本学が発行する請求書により、所定の期日までに使用料を納付しなければならない。

ない。

- 7 本学は、納入期限を経過してもなお納付がない場合には、その翌日から納付の日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した延滞金を兼業先医療機関に請求することができる。
- 8 既納の使用料は返還しない。ただし、本学の責めに帰すべき事由により本院施設の使用の許可を取り消した場合は、この限りでない。
- 9 本学は、使用料の徴収の有無を問わず、兼業遠隔診療の実施の可否、継続性、即時性又は品質等について、保証しないものとする。

(その他の費用の負担)

第12条 兼業遠隔診療の実施に伴い必要となる遠隔診療設備の設置、構築、移設又は撤去に要する費用、通信費その他これらに付随して生じる費用は、すべて兼業先医療機関が負担するものとする。

- 2 前項の規定は、本院施設の使用に伴う管理上又は実務上の負担に係るものであり、当該費用の負担をもって、本院が兼業遠隔診療の実施環境を提供し、又は責任を負うことを意味するものではない。

(設備設置及び学内設備の使用)

第13条 兼業先医療機関は、遠隔診療設備を本院施設内に設置しようとするとき又は本院の備品若しくは通信回線を使用しようとするときは、あらかじめ病院長の許可を受けなければならない。

- 2 病院長は、前項の許可に当たり、必要に応じて関係部署の確認を経るものとする。

(免責)

第14条 遠隔診療設備の故障、通信障害、停電その他本学の管理又は支配の及ばない事由及び、突発的な本院施設の不具合の発生により、兼業遠隔診療の全部又は一部を実施できなかった場合においては、当該施設の使用に係る費用の負担の有無にかかわらず、法令上本学に責任が帰属する場合を除き、本学はこれに関して一切の責任を負わないものとする。

(情報の管理)

第15条 兼業遠隔診療に関連して取り扱われる診療情報、個人情報その他一切の情報の管理責任は、兼業従事者及び兼業先医療機関に帰属するものとし、本学はこれに関与せず、責任を負わないものとする。

- 2 兼業従事者及び兼業先医療機関は、本院施設内において兼業遠隔診療を実施するに当たり、本院の診療情報、患者情報その他本院が管理する情報が、兼業遠隔診療に係る画面、資料、会話その他を通じて漏えいしないよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 兼業遠隔診療に関連して、本院の診療情報、個人情報その他一切の情報の漏えい、滅失、毀損、不正利用その他の事故が生じ、又はそのおそれがあることを知ったときは、兼業従事者及び兼業先医療機関は、直ちにその旨を本学に報告するとともに、その責任と費用において必要な措置を講じなければならない。
- 4 前項の事故により本学又は本院に損害が生じたときは、兼業従事者及び兼業先医療機関は、連帯して、その損害を賠償しなければならない。

(名称等の使用)

第16条 兼業従事者及び兼業先医療機関は、本学の名称、職名又はこれに類する表示を用いる場合には、本学が当該診療の主体又は責任主体であると誤認されることのないよう、適切に区別しなければならない。

(確認及び報告)

第17条 本学は、この要項の遵守状況を確認するため、兼業先医療機関又は兼業従事者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(遵守義務及び許可の取消し)

第18条 この要項に違反したと認められる場合には、本院は、施設使用の停止、兼業許可の取消しその他必要な措置を講ずることができる。

(雑則)

第19条 この要項に定めるもののほか、兼業遠隔診療の取扱いに関し必要な事項は、病院長が別に定

める。

附 則

この要項は、令和8年6月17日から施行する。

別表（施設使用料）

| 使用時間 | 使用料（日額） |
|-------|---------|
| 4時間以内 | 10,000円 |
| 4時間超 | 13,000円 |

（消費税別途）

備考

- (1) 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。
- (2) 本使用料には、施設の維持管理に係る費用のほか、施設管理上必要な措置に要する費用を含む。
- (3) 使用状況又は特別な事情により追加の対応が必要となる場合は、別途費用を徴収することができる。
- (4) その他必要な事項は、病院長が別に定める。

【制定理由】

本院施設内において、職員が兼業として遠隔診療を実施する場合における、本学の関与の範囲及び責任の所在を明確にするため、その取扱いに関する規定を定めるもの。